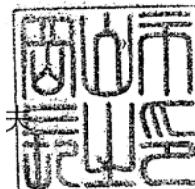


岡山市告示第 876 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 5 の 2 及び岡山市市税条例（昭和 25 年市条例第 47 号）第 10 条の 2 第 1 項の規定により、同法及び同条例に基づく申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、下記の指定地域に住所、主たる事務所、事業所等を有する納税者に係るもので、その期限が平成 30 年 7 月 5 日以降に到来するものについては、同条例第 15 条（第 1 項第 1 号及び第 2 号を除く。）の規定により課する法人の市民税、同条例第 70 条の規定により課する市たばこ税及び同条例第 122 条の規定により課する事業所税について、その期限を別に告示で定める日まで延長する。

平成 30 年 7 月 20 日

岡山市長 大森雅



記

指定地域

岡山市北区、岡山市東区